工事契約実務要覧
平成20年度版 国土交通(建設)編

【新日本法規出版編　新日本法規出版発行】地方整備局の所掌する工事の請負施工に関する法令、通達等を収録。

使用上の便宜を考慮して、「基本法令等」「事業執行」「資格審査」「入札・契約手続」「工事請負契約」「中小建設業者の受注機会の確保」「建設業者の指導等」「工事・設計業務等の監督・調査及び検査」「中央公共工事契約制度運用連絡協議会等」「建設業法等」「中央建設業審議会」及び「独禁法等」の12章に体系的な分類を施している。また、巻末に法令名索引、通達年次索引及び事項索引を付記し、検索性にも配慮している。

内容は、平成20年5月2日現在のものであり、平成21年3月31日までに施行される改正法令は、その内容が織り込まれている。また、平成21年4月1日以降に施行される改正法令は、改正されるべき法令の条文末尾に改正文章が付されている。

コンパクトな体裁でありながら、解説は詳細。関係者必携の一冊。(B6判　五、六七〇円　2387P　ISBN978-4-7882-7054-1)

特殊建築物等定期調査業務基準(2008年改訂版)

【国土交通省住宅局建築指導課監修　日本建築防災協会編　日本建築防災協会発行】建築基準法第12条第1項に基づく定期調査・報告を行うための手引書とすることを目的として編集。国土交通省国事に定められた調査項目に加え、維持保全上重要な内容も取り入れている。

本格的な建築物のストック時代を迎え、既存建築物の安全確保はより重要な課題となっており、これに対応するため、既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設、既存建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化、既存不適格建築物に関する規制の合理化等を内容とした建築基準法の改正が行われ、平成16年6月2日に公布、翌17年6月1日から施行された。

平成16年1月に初版として発行された本書は、その後の法改正に合わせて増補版や改訂版を発行しているが、この2008年改訂版は、定期調査・検査項目、方法、基準の明確化と報告内容の充実を柱として平成20年4月1日に施行された建築基準法施行規則および国土交通省告示改正に基づいて編集されている。(A4判　五、〇〇〇円　327P)

ユニットプライス規定集
平成20年度版 ユニットプライス型積算方式試行のための

【国土交通省大臣官房技術調査課、国土交通省総合政策局建設施工企画課、国土交通省国土技術政策総合研究所建設システム課編　経済調査会発行】「ユニットプライス型積算方式」とは、受注者(元請企業)と発注者が総価で契約した後、1㎡当たりや1㎡当たりなどユニットごとに合意した価格を発注者がデータベース化していき、ユニットごとに実績のデータベースの単価(ユニットプライス)を用いて積算する新しい積算方式である。

国土交通省では、公共事業の予定価格算定のための積算方法を現在の積み上げ積算方式からユニットプライス型積算方式へ移行することとし、平成16年12月から舗装工事の一部を対象に試行を開始している。

本規定集は、ユニットプライス型積算方式を試行していくための具体的なガイドラインであり、工事数量総括表における各ユニット区分の契約単位、プライス条件、プライス条件区分、ならびに各ユニット区分に含まれる費用内訳について規定されている。ユニットプライス型積算方式の目的、仕組みおよび効果などが正確に理解できる、建設関係者必携の一冊。(A4判　四、二〇〇円　ISBN978-4-8743-7965-3)

法定公告のやくめ【3】

「法定公告の種類」

司法書士法人鈴木事務所　司法書士　鈴木　龍介

法定公告は、会社が定款に定めた方法によって行う公告(以下、「会社規定公告」といいます。)と必ず官報で行わなければならない債権者異議申述等の公告(以下、「官報限定公告」といいます。)とに分類することができます。

【会社規定公告】

会社規定公告には、貸借対照表等の計算書類(以下、「計算書類」といいます。)の開示をするための公告(以下、「決算公告」といいます。)と会社が株主等に対して通知をするための公告(以下、「株主等通知公告」といいます。)とに大別されます。

(1) 決算公告

①官報・日刊新聞紙・電子公告による開示

株式会社は、原則として、株主や取引先等の関係者に対し、会社の財務状況に関する情報を提供するために定時株主総会終結後、遅滞なく計算書類を開示しなければなりません。官報または日刊新聞紙が会社規定公告の方法である場合には、計算書類の要旨を公告すれば足りますが、電子公告が会社規定公告である場合には、計算書類の要旨では足りず、その全文を掲載しなければなりません。

②インターネットホームページ上での開示

会社規定公告の方法が官報または日刊新聞紙の場合であっても、決算公告に代えて電磁的方法により計算書類を開示することができます。つまり、計算書類をインターネットのホームページに掲載し、誰もが容易にアクセスして、閲覧できる状態にすることをいいます。その場合には、電子公告を会社規定公告としている場合と同様に計算書類の全文を掲載しなければなりません。なお、この方法をとる場合には、ホームページのアドレスを登記しなければなりません。

③有価証券報告書提出会社

有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、決算公告を別途行う必要はありません。有価証券報告書に記載されている情報が決算公告で開示される情報より詳細であり、それが一般に公開されているためです。なお、有価証券報告書は、インターネット上で、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム／http://info.edinet-fsa.go.jp)により誰でも閲覧することができます。

④特例有限会社、持分会社

特例有限会社と持分会社は、決算公告を行う必要はありません。

(2) 株主等通知公告

株式会社は、合併等の特定の行為を行う場合に一定の事項を通知するため、株主や登録質権者等に対し、会社規定公告の方法により公告を行います。

株主等通知公告のうち反対株主の買取請求や募集株式等の募集事項の通知については、その通知に代えて公告をすることができるとされています。

一方、株券廃止や株券等提出については、公告し、かつ株主等に通知しなければならないケースがあります。

なお、基準日設定については、その対象が株主名簿に記載されていない実質的株主等も含むことから、通知によることはできず、必ず公告を行わなければなりません。

【官報限定公告】

(1) 債権者異議申述公告

会社が資本金の額の減少や合併等組織再編を行う場合には、一定の要件の下、債権者はそれらの手続について異議を述べることができます。そこで、債権者に対してそれぞれの場合で法定された事項を公告し、かつ知れている債権者には各別に催告をしなければなりません(以下、「債権者保護手続」といいます。)。債権者保護手続の一環であるこの公告は、官報で行わなければなりません。

なお、**官報公告に加えて**、会社規定公告を官報以外の日刊新聞紙または電子公告と定めており、当該公告方法により債権者保護手続についての異議申述公告を行う場合には、知れている債権者への各別の催告は省略することができます。

(2) 解散公告

会社が解散し、清算会社になると、債務の確定等の必要から、債権者に対して一定の期間(2ヶ月以上)内に、その債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ知れている債権者には各別に催告をしなければなりません。

この公告には、債権者が当該期間内に債権の申し出をしないときは、清算から除斥される旨を付記する必要があります。

(3) その他

休眠会社のみなし解散、特別清算等の公告は、官報で行わなければなりません。

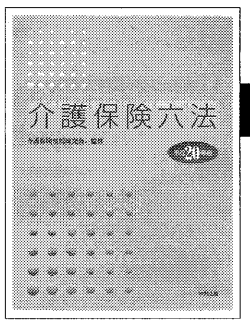

介護保険六法
平成20年版

介護保険法規研究会＝監修
A5判　2,306頁　定価5,250円(本体5,000円+税5%)
介護保険制度の運営に必要な法令・通知を余すところなく収録した関係者必携の実務六法。療養病床の再編成で変わった基準、報酬などを盛り込み最新の内容で発行する。50音索引、インデックスシール、主要目次しおり付き。

障害者自立支援六法
平成20年版

障害者福祉研究会＝監修
B6判　2,730頁　定価6,300円(本体6,000円+税5%)
障害者自立支援法を中心に、身体障害、知的障害、精神障害、障害児、発達障害など、多岐にわたる障害保健福祉施策に関する法令・通知を、最新の内容で体系的に網羅。50音索引・年別索引も備え、使いやすさにも配慮された実務者必携の一冊である。

中央法規出版　http://www.chuohoki.co.jp/
〒151-0053　東京都渋谷区代々木2-27-4　Tel.03-3379-3861　Fax.03-5358-3719
インターネットでのご注文はe-booksが便利です!　http://www.chuohoki.jp/ebooks/main

改訂4版
鳥獣保護法の解説

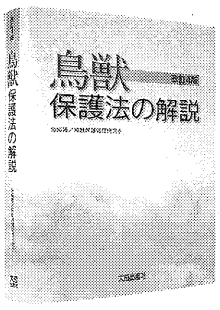

編著/鳥獣保護管理研究会　定価6,720円(税込)
きめ細かな逐条解説により、条文理解に最適！
法律政令省令の早見表を登載する他、関係法規も充実！

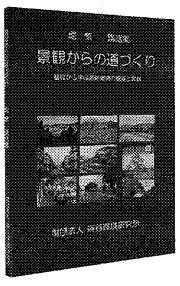

堀　繁　講話集
景観からの道づくり
―基礎から学ぶ道路景観の理論と実践―

著/堀　繁　編集・発行/(財)道路環境研究所
本書は平成16年、6回に亘り、東京大学アジア生物資源環境研究センター　堀　繁教授から「景観からの道づくり」をテーマに講話を頂き、その内容を講話集として取りまとめた書！　定価3,360円(税込)

株式会社 大成出版社
http://www.taisei-shuppan.co.jp/
TEL:03-3321-4131 FAX:03-3325-1888
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11